

令和 3 年

郡山市教育委員会

2 月定例会議事録

令和3年 郡山市教育委員会 2月定例会議事録

日 時	令和3年2月18日(木) 午後1時30分	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)	
出席委員	教 育 長 小 野 義 明	教 育 長 阿 部 亜 巳 職務代理者
	委 員 今 泉 玲 子	委 員 阿 部 晃 造
	委 員 藤 田 浩 志	委 員 田 中 里 香
出席者	教育総務部長 学校教育部長 教育総務部次長兼総務課長 学校教育部次長((併)こども部次長) こども部次長((併)学校教育部次長) 生涯学習課長 中央図書館長 美術館長 学校管理課長 学校教育推進課長 教育研修センター所長 総合教育支援センター所長 文化スポーツ部次長兼文化振興課長	伊 藤 栄 治 小 山 健 幸 橋 本 仁 信 生 江 温 松 田 信 三 青 柳 光 信 小 野 浩 幸 鈴 木 誠 一 嶋 忠 夫 鈴 木 重 行 安 田 良 一 高 山 良 勝 小 林 亨
	書 記	島 津 るみ子

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
議案第5号 郡山市文化財保護審議会への諮問について
報告第1号 専決処分事項の報告について（人事）
- 5 そ の 他
なし
- 6 各課報告
- 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和3年2月定例会を開会いたします。
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。
はじめに、令和3年1月定例会の議事録の承認についてですが、何か御
意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
令和3年1月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに
御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。
次に、教育長報告として、令和3年2月8日に教育研修センターで行い
ました令和2年度「郡山市の教育」実践発表会について報告いたします。
今年度は、オンラインでの開催となりましたが、本市教職員及びこおりや
ま広域圏関係市町村教職員併せて250名の参加を得ることができました。
なお、参加方法であります。市内の先生方にはそれぞれの学校で、市外
の先生方には、教育研修センターの大会議室に集まる形で実施をいたしま
した。発表会の内容につきましては、別添資料のとおりであります。今回
の実践発表会は、今後、各学校でタブレット等を使った教育活動を展開し

ていく上で、大変有意義な発表会でありました。以上で、報告を終わります。

続きまして、「4 議事」に入る前に、2月13日に発生した福島県沖地震に関する報告を教育総務部長及び学校教育部長それぞれからお願いします。

教育総務部長

御手元の資料「被害状況報告一覧」を御覧ください。2月13日の地震発生後、本市では災害対策本部会議を複数回実施しましたが、こちらの資料は、第3回の会議時に報告したものであります。

はじめに、生涯学習課の被害状況であります。地区・地域公民館の被害を含め全体で26箇所ございました。特に、被害の大きかった施設は、安積総合学習センターと富久山公民館富久山分室であります。安積総合学習センターでは、空調設備の配管に一部破損が生じたことから水漏れが発生し、トレーニング室や2階ロビーの天井から水が濡れ、ロビー床面に水たまりができました。富久山公民館富久山分室では、主に大ホールの被害が大きく、天井の石膏ボードの落下や天井付近の構造部分の亀裂といった被害がございました。次に、中央公民館の被害状況であります。配管からの水漏れ、調理実習室における食器類の破損、タイルのひび割れといった被害がございました。次に、中央図書館の被害状況であります。被害が大きかったため、被災状況が新聞等で取り上げられました。具体的な被害状況としては、3階視聴覚ホールにある音響調整室のガラスが割れ、機材が倒れるといった被害がありました。子ども図書館では、壁面のタイルが落下し、床一面に破片が広がりました。日中の時間帯で地震が発生していた場合、利用する子どもたちに大きな被害が出た可能性があります。トイレの壁面も全体的に剥がれ落ちました。躯体の構造物の被害では、1階ピロティの柱の根元部分のコンクリートが剥がれ、鉄筋が曲がった状態で剥き出しになりました。地下にある冷温水発生装置の配管から水漏れが発生しました。外壁についても、タイルが大きく剥がれ落ちております。中央図書館につきましては、建築職の職員並びに4年前の耐震補強工事の設計業者にも声を掛け、被災の状況を改めて確認し、今後どのように復旧していくか検討中でありますので、当面の間休館という対応になります。最後に美術館の被害状況であります。天井部分に亀裂が入り、カフェのガラス壁が破損しました。美術館につきましては、現在、企画展を開催している最中ではありますが、地震翌日14日（日）のみを臨時休館とし、翌開館日である16日（火）から通常通り開館しております。被害状況報告につきましては、以上でございます。

学校教育部長 市立学校では、震度5以上の地震が発生した場合には、管理職がすぐに学校全体の被害状況を確認し、教育委員会へ報告するようになっております。2月13日発生の地震は、震度6弱であったため、この規定に基づき、各学校から被害状況の報告がありました。配付資料は、教育総務部同様、災害対策本部会議時に使用した資料であります。小、中、義務教育学校併せて76校のうち45校で被害がありました。具体的には、モルタルの剥がれやガラスが割れたほか、校舎の繋ぎ目部分に使用する金属が落下いたしました。被害報告のあった学校へ指導主事を派遣し、被害状況を確認した結果、14日（日）段階で、市立学校全校で立入り禁止とすべき区域がなかったことから授業実施に支障はないと判断し、15日（月）から通常通り授業を実施させていただきました。その他にも、地震の影響とみられる水道の漏水が発生し、2月17日現在、未だ5校で漏水は直っておりませんが、子どもたちの学校生活には今のところ支障は出ておりません。なお、被害状況の対応については、教育総務部と連携しながら復旧にあたっているところであります。

最後に、地震の影響による欠席状況であります。被災直後の15日（月）は57名の子どもたちが欠席をしておりましたが、今日現在、4校5名の欠席となっております。今後につきましても、余震の発生が予測されることから、子どもたちが安全に過ごせるよう対応してまいります。報告は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

田 中 委 員 欠席状況の報告がありましたが、その欠席者数は、あくまで地震の影響による欠席者数ですか。

学校教育部長 資料に記載の欠席者数は、地震の影響による欠席者数です。欠席理由としては、地震の被害により親戚の家に避難したといったものや地震が怖くて学校に行けないといった心理的なものがありました。後者の理由に対しましては、カウンセラーによる対応もしております。

教 育 長 その他、ございますか。

阿部職務代理者 報告資料を一読しますと、中央図書館の被害が大きかったことがわかります。図書館は、子どもを含めてたくさんの市民が集まるところでありますので、今後の改修については、余震がくることを想定の上、建物本体の補

強だけでなく、ちょっとした対策で被害を防げるものもあるかと思imasuので、併せて考えていくのがよいのではないかと思imasu。

教育総務部長 今回の改修内容が前回の改修内容と同じであれば、また同規模の地震が起きた際に、同じ被害が発生することが想定されることから、改修にあたりましては、阿部職務代理者の御意見を踏まえ、例えば子ども図書館の被害はタイルの厚い壁が原因でありましたので、既存の壁を全て外して薄い壁にする、書架はできるだけ倒れないような低い書架にするなど、今回と同じ被害が出ないような改修を今後計画していきたいと思imasu。

教 育 長 他に、御質問等ござimasuか。

阿 部 委 員 地震発生時、美術館は、企画展「みんなのミュシャ ミュシャからマンガへー線の魔術」の開催期間中であり、現在も公開しているとのことでしたが、展示スペースや人が入る部分に問題がなかったということでしょうか。

教育総務部長 そういった部分には、地震の影響はありませんでした。なお、今回のミュシャ展は、テレビ局と郡山市の共同開催であったことから、地震発生後すぐに、美術館において地震後の対応について両方で協議をいたしました。

阿 部 委 員 展示作品の中には、かなり大きな作品があったかと思imasuが、地震で落下するなどの影響はなかったのでしょうか。

教育総務部長 幸いにも地震の影響により落下した作品はござimasenでした。

教 育 長 他にありませんか。

(なし)

教 育 長 次に、新型コロナウイルス感染症関連の報告を学校教育部長から願います。

学校教育部長 市立学校における新型コロナウイルス感染症の状況について、報告いたします。福島県の緊急対策期間が2月14日で終了しました。県教育委員会からは、急に対策を変えるのではなく、段階的に教育活動を進めるよう通知

がありましたので、リスクの伴う教育活動については、感染予防対策を施しながら少しずつ行ってまいります。その後につきましても、検温等保護者の皆様の御協力をいただきながら、引き続き感染予防対策を十分に施した上で教育活動を展開してまいります。なお、3月は小、中、義務教育学校後期課程とともに卒業式を控えておりますので、感染防止対策には万全の体制で取組んでいきたいと考えております。報告は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 続きまして、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第5号「郡山市文化財保護審議会への諮問について」、報告第1号「専決処分事項の報告について（人事）」、以上、議案1件及び報告1件が提出されております。今回、議事の中で非公開とすべき案件はございませんので、直ちに審議に入ります。

はじめに、議案第5号「郡山市文化財保護審議会への諮問について」の事務局の説明を求めます。

文化振興課長 議案第5号「郡山市文化財保護審議会への諮問について」ですが、今回諮問を求めるものは、有形文化財2件、記念物2件の計4件でございます。はじめに、「大元帥明王立像」について、説明いたします。所在地は田村町にあります田村神社、所有は田村神社氏子会であり、申請者は山中行政区長会であります。概要であります。この立像は、旧鎮守山泰平寺、現在の田村神社の御本尊として地元の皆様に崇拝されているものであります。大元帥明王は、密教の明王の中でも威力があるものと捉えられており、平安時代初期に僧常暁により唐から伝えられた仏像と言われております。この立像について、福島県立博物館に調査を依頼した結果、諸図像集にみられる大元帥明王とは異なり、五大明王のうち降三世明王に近いものであると判断されました。制作年代は、田村神社で同じく所蔵する大元帥明王図像よりも後の年代に制作されたと考えられるそうです。大元帥法は、国家鎮護の儀礼であり、秘法とされたことから現存する像の数は少なく、本像の存在は極めて珍しいものであります。これらのことから、この立像は、郡山市の文化財として貴重であると考えられるため、審議会への諮問を求めるものであります。

2つめ「大元帥明王図像」であります。所在地、所有者及び申請すべ

て1つめの「大元帥明王立像」と同様であります。図像の概要であります
が、同じく調査を依頼した福島県立博物館によると、制作年代は、江戸時
代初期から中期と考えられ、紀行文「おくのほそ道」で有名な松尾芭蕉の
旅に随行した門人河合曾良が記した「曾良旅日記」によると、1689年旧暦
4月29日に「探幽が大元明王ヲ拝ム」と記載があり、この図像を指してい
るかと思われるが、図像に狩野探幽の銘や落款がないため、作者不明との
見解であります。これらのことから、立像と同様、全国的に見ても極めて
珍しく、制作された経緯は不明であります。郡山市の文化財として貴重
であると考えられることから審議会への諮問を求めるものであります。

次に、記念物であります。3つめ「景勝の桜」であります。所在地は
田村神社敷地内であり、所有者は田村神社、申請者は田村町観光協会であ
ります。概要としましては、田村神社の境内に生育しているエドヒガンで、
地元では「景勝の桜」として親しまれており、地元の言い伝えによると1598
年（慶長3年）上杉景勝が前沢御陣の際の出来事に関連して植えられたも
のとのことで、樹齢は400年と言われております。今回、市文化財保護審議
会の委員で福島県樹木医会会長の荒井委員に調査を依頼したところ、樹齢
は200年程度との見解でございました。樹齢から推測すると上杉景勝と同
時代に植えられた桜であるとは考えにくい桜であります。巨木であるこ
と、地元の方々による案内板の設置、日照不足を解消するために近隣のス
ギ、ケヤキ等を伐採するなど、地元のシンボルとして大切に管理されてい
ることから、郡山市の文化財として貴重であると考えられるため、審議会
への諮問を求めるものであります。

最後に「弥明の桜」であります。所在地は田村町守山字彌明で、水郡
線磐城守山駅から直線で南西に約300メートルのところがございます。所
所有者は守山区長会、申請者は先ほどと同じ田村町観光協会であります。概
要としましては、この桜は田村町彌明の公園内に生育しているエドヒガン
で、地元の言い伝えによりますと樹齢は500年とされ、かつては樹勢が衰
退していた時期もありましたが、福島県都市公園・緑地協会の指導等に基
づき地元住民が管理を行った結果、平成30年度に「福島県一本桜番付」に
掲載されるほど樹勢が回復いたしました。今回、先程の荒井委員へ調査を
依頼したところ樹齢は300年程度という見解でありました。巨木であり、
開花状況が良好なこと、地元の方々による案内板の設置や手厚い処置など
地元のシンボルとして大切に管理されていることから、郡山市の文化財と
して貴重であると考えられるため、審議会への諮問を求めるものでありま
す。説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

藤 田 委 員 3番目の案件について、歴史的事実と科学的事実の関係が合っていないというところがありますが、それは実際問題になるのか、あるいは問題なく文化財として指定されるのか、そのあたりのことについて教えてください。

文化振興課長 文化財につきましては、こういった地元での言い伝えと科学的な調査、それから学術的な調査で出た結果が異なるものが往々にしてございます。今回の申請にあたっては、学術的、科学的な調査の結果を前提に審査を行うということを経元の方々にお伝えし、了解を得ております。

藤 田 委 員 近年、歴史的な場所を訪れることがちょっとしたブームになっており、1598年という2年後に関ヶ原の戦いを迎え、このあたりでは上杉景勝と徳川家康の対立があり、歴史が好きな方には非常に興味深い年代の話ではないかと思えます。例えば、市がこの桜を文化財として指定すれば地元では観光地化を目指していくものと思われれます。歴史的な言い伝えはあるにしても、実は科学的には異なるということが、今後、トラブルにならないか心配です。他の地域で、言い伝えと科学的事実がずれていることで何らかのトラブルがなかったかや相違は相違としてどういった形でうまくやっているのかといった点を調査された方がよいのではないかと思います。諮問後、審議会の方でもいろいろ検討されるかと思いますが、多角的な面から判断できればいいのではないかと思います。

阿部職務代理者 藤田委員が御心配されているのは、この桜が地元の方には「景勝の桜」と呼ばれていて、文化財として指定された場合にはその名称がそのまま「景勝の桜」になり、あまり詳しくない方から見ると名称が「景勝の桜」で郡山市が文化財として指定しているならば景勝が植えた木だと思って観光に来て、桜の説明を読んだら違ったという部分でトラブルが生じることはないかと思えます。歴史的言い伝えと科学的事実が食い違うという部分では問題ないかと思えますが、食い違いの部分での誤解が変なトラブルにならないければよいということを経田委員はおっしゃっているのだと思えます。

文化振興課長 基本的に、市が文化財を指定する際は、学術的、科学的な根拠に基づいて指定を行っております。文化財の指定にあたり、重要だと認識する観点と

して歴史的事実を踏まえる観点がありますが、地元の方々がその桜に対して、どのような思いを持っているか、どういった形で大切に管理していくかといった観点も非常に大切にしたいと考えております。なお、歴史的事実と科学的事実の食い違いについて、地元の方々が今まで語り継いできたことをどのような解釈で変更していくかは、地元の方々にお任せしたいと考えております。

藤田委員 食い違いの部分での誤解は、文化的な側面からは特に問題はないのかもしれませんが、食い違いの背景をきちんとわかっていない他部署が関わった際に御留意された方がいいかと思えます。また、文化財に指定されるかどうかは別にしまして、文化的な視点だけでなく、多角的な視点からみて判断いただけると問題ないと思った次第です。

文化振興課長 その点につきましては、地元の方々や庁内の関係所属に対し、十分な話し合いを持って進めていきたいと思えます。

教育長 他にありますか。

(なし)

教育長 それでは、これより採決いたします。議案第5号「郡山市文化財保護審議会への諮問について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号については、原案のとおり決しました。

次に、報告第1号「専決処分事項の報告について(人事)」の事務局の説明を求めます。

総務課長 報告第1号「専決処分事項の報告について(人事)」であります。令和3年1月31日付けで教育委員会職員の人事異動がございました。内容につきましては、富久山図書館に勤務しておりました職員から退職願の提出がありましたので、それに基づき退職辞令を発令したものであります。説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。報告第1号「専決処分事項の報告
について（人事）」は、原案のとおり決することに、御異議ございません
か。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、報告第1号については、原案のとおり
決しました。

次に、「5 その他」に入りますが、今定例会には提出案件がありません
ので、次の「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告)

No	所 属 名	件 名
1	生涯学習課	令和2年度第4回郡山市社会教育委員の会議について
2	中央図書館	郡山市図書館「おススメ本グランプリ 2020」について
		令和2年度「子ども・高齢者施設 図書館資料配本（デリバリ ー）事業」について
3	美術館	企画展「みんなのミュシャ ミュシャからマンガへー線の魔術」 について
		鑑賞学習対応について
		令和2年度常設展 第4期について
		諸設備点検等による臨時休館について

4	学校管理課	令和2年度郡山市立学校児童生徒の体力・運動能力発育の現状について
5	学校教育推進課	令和2年度郡山市立中学校就学審査会の結果について（令和3年度入学生対象）
		通学区域の弾力的運用制度（特認校制（西田学園後期課程））申請状況について
6	教育研修センター	1月教職員研修講座等の実施状況について
7	総合教育支援センター	幼保小連携推進事業 第3回相互参観について

教 育 長 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様又は事務局から何かありますか。

（なし）

教 育 長 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和3年2月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後2時42分